

むかわ町行政改革大綱 (2021)(案)

＜令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)＞

～ まちづくり計画推進のための組織戦略の構築 ～

む か わ 町

目 次

I	はじめに	-----	1 P
II	現状と課題		
1	これまでの行政改革の取組	-----	2 P
2	さらなる改革の必要性	-----	3 P
III	新たな行政改革の基本的な考え方と基本目標		
1	基本的な考え方	-----	5 P
2	基本目標	-----	5 P
IV	取組事項・内容		
	・業務プロセスの改革	-----	6 P
	・施設管理の適正化	-----	7 P
	・規律ある財政運営と行政コストの低減	-----	7 P
	・定員管理の適正化	-----	8 P
	・地域住民との協働と連携	-----	8 P
	・行政サービスの向上	-----	9 P
	・組織の変革と進化を支える人財の創造	-----	10 P
V	数値目標	-----	11 P
VI	実施期間と推進体制	-----	11 P
	むかわ町行政改革・取組内容の体系	-----	12 P

I はじめに

本町では、今年度で「むかわ町まちづくり計画」の計画期間が満了することに伴い、今後のまちづくりの指針として、令和12年度を目標年次とした「第2次むかわ町まちづくり計画」の策定を進めています。

少子高齢化の進展と人口減少に加え、平成30年に発生した北海道胆振東部地震からの復旧復興のための復興計画の推進、さらには全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、光ファイバー整備やGIGAスクール構想など、完了までに数年間を要すると見込んだ事業の前倒しが余儀なくされるなど、社会全体が大きく変わりつつある中、その対策を講じていかなければなりません。

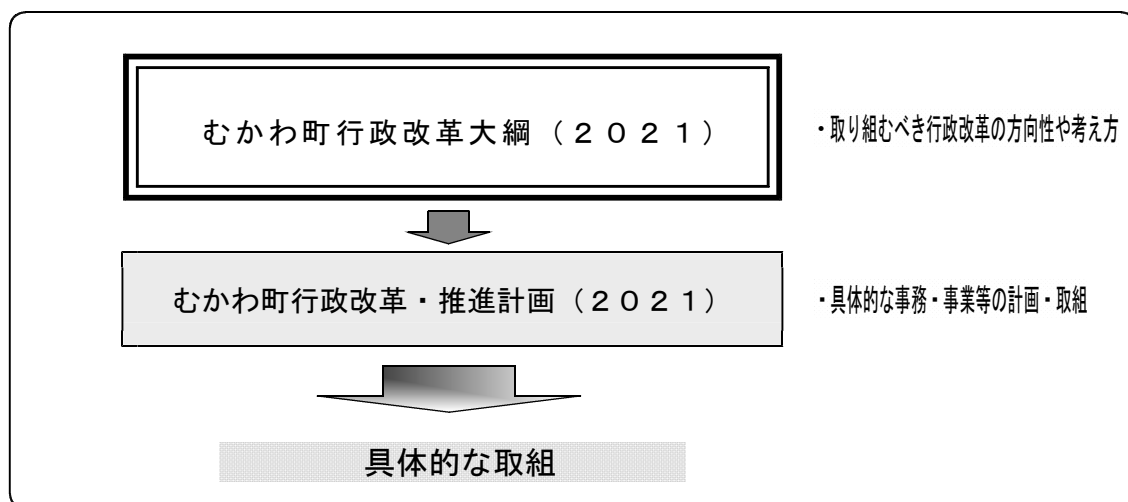
さらに今後は、災害に対しより強いまちづくりの促進など、地域特性を活かした新たな仕組みをつくることにより、未来志向の発展的な取り組みに着手する必要がありますが、様々な課題への対応に向けて、行政資源に対する制約は更に厳しい状況になることを踏まえると、これまでどおりの考え方や進め方では持続的な財政運営が立ち行かなくなることが懸念されます。

「選択と集中による事業の重点化」や「新たな財源の創出」、「官民連携による民の力の活用」など、創意工夫に満ちた取組を一層推進し、限られた資源を効果的に活用しなければなりません。

一方、本町の財政面においては、地域経済の低迷に伴う税収の落ち込みや、普通交付税の合併特例措置終了に伴い、より厳しい状況が続くことが予測される中、歳入の確保に努めるとともに、歳出においても不断の見直しを行っていく必要があります。

私たちの子や孫の世代に負の遺産を背負わせないためには、限られた財源と人的資源を有効に活用するとともに、経費削減の工夫と努力を継続しながら、必要な施策や事業を適時、適切に実施し、更なる改革に取り組んでいかなければなりません。

このことから、新たに策定する「第2次むかわ町まちづくり計画」の着実な推進と持続可能な行財政運営を推進するため、行政改革の新たな指針である「むかわ町行政改革大綱(2021)」を策定するものです。



Ⅱ 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組

平成18年の合併からの5年間を計画期間とする「むかわ町行政改革大綱」を策定し、職員採用の抑制などによる人件費の削減、事務事業の見直しなど、数量的な削減を進めながら、自治体の本来的なあり方を見直すとともに、事務事業の合理化及び民間委託など、効率的で効果的な行財政運営を実践してきました。

その後、現行の行政改革大綱である「新・行政改革大綱」を策定し、平成25年度から平成32年度（令和2年度）の8年間を計画期間として、限られた財源と人員で、住民満足度の得られる「質」の高い行政サービスを提供できるよう「自立できるむかわ町」を目指し、引き続き行政改革を断行してきました。

新・行政改革大綱は、まちづくり計画の将来像である「人と自然が輝く清流と健康のまち」の土台づくりを基本理念とし、まちづくり計画と中長期財政フレームの橋渡しとともに、自立にウェイトを置いたなかで共生と進化を目指して、足腰の強い組織・仕組み・人づくりに取り組んできました。

主な取組としては、重点取組事項におけるターゲット費目である人件費、物件費、補助費について、中長期財政運営指針の財政フレーム内に収めることを基本に取り組み、平成29年度までの推進状況においては、ターゲット費目の歳出見通しは、概ね目標どおりに推移し、定員適正化の取組も一定の成果を挙げてきました。

また、改革目標を推進するための重点取組事項の取り組みとして、提案型協働事業を推進する地元力耕上促進事業補助制度の創設、情報公開充実を推進する情報提供・広聴活動の充実、組織の適正化と効率化を推進する適正な給与水準の確保や組織機構の見直し、職員の人材育成等を推進する目標管理制度の導入による職員の資質向上や意識改革など、まちづくり計画の実現を目指し重点的に進めてきました。

しかし、平成30年に発生した北海道胆振東部地震により町の状況は一変し、今まで築き上げてきた多くの貴重な財産・資源などが一瞬のうちに失われました。復旧復興には過去に類のない規模の事業に対する財源と事業実施に必要なマンパワーを確保していく必要があることから、国や北海道、関係自治体等から応援を受けながら職員一丸となって復旧復興を最優先に取り組みました。

発災から約10箇月後の令和元年7月には「むかわ町復興計画」を策定し、創造的復興・創生を目指し、被災された方々の生活基盤の再生と、産業振興を果たすため、町民一丸となって復旧復興事業に全力を傾注している中、新型コロナウイルスの全国的な感染者の拡大が社会経済活動に大きな影響を及ぼし、本町としても感染防止の措置を実施しつつ、医療体制や社会機能を維持するための取組を伴わせて集中的に実施してきております。

新・行政改革大綱の推進状況（見込）

（１）計 画

【削減目標額】 ２億６千万円削減

人件費 ２億円削減
補助費等 ６千万円削減

【定員適正化】 ２３人減（１６％減）

※一般会計職員
１４３→１２０人（△２３）

（２）実 績（見込）

【歳出見通しの状況（中長期財政フレーム）】

（単位：百万円）

区 分	内 訳	(参考) H23	計 画 期 間 H25～R2(H32)									(参考) R2-H23
			H25	H26	H27	H28	H29	(参考) H29-H23	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	
計 画	人 件 費	1,483	1,450	1,440	1,428	1,401	1,382	△ 101	1,330	1,300	1,280	△ 203
	物 件 費	663	641	641	641	641	641	△ 22	641	641	641	△ 22
	補助費等	1,626	1,410	1,388	1,388	1,334	1,330	△ 296	1,330	1,323	1,313	△ 313
	合 計	3,772	3,501	3,469	3,457	3,376	3,353	△ 419	3,301	3,264	3,234	△ 538
実 績	人 件 費	1,483	1,384	1,380	1,358	1,341	1,329	△ 154	1,384	1,381		
	物 件 費	663	705	743	733	797	899	236	1,093	1,151		
	補助費等	1,626	1,419	1,444	1,443	1,359	1,353	△ 273	1,526	1,478		
	合 計	3,772	3,508	3,567	3,534	3,497	3,581	△ 191	4,003	4,010		
増 減 (対計画)	人 件 費	0	△ 66	△ 60	△ 70	△ 60	△ 53	△ 53	54	81		
	物 件 費	0	64	102	92	156	258	258	452	510		
	補助費等	0	9	56	55	25	23	23	196	155		
	合 計	0	7	98	77	121	228	228	702	746		

（注１）物件費、補助費等は一般財源ベースの金額

【年次別定員管理（一般会計職員）】

（単位：人）

区 分	(参考) H23	計 画 期 間 H25～R2(H32)								(参考) R2-H23
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	
計 画	143								120	△ 23
実 績	143	141	137	132	136	135	135	138	142	△ 1

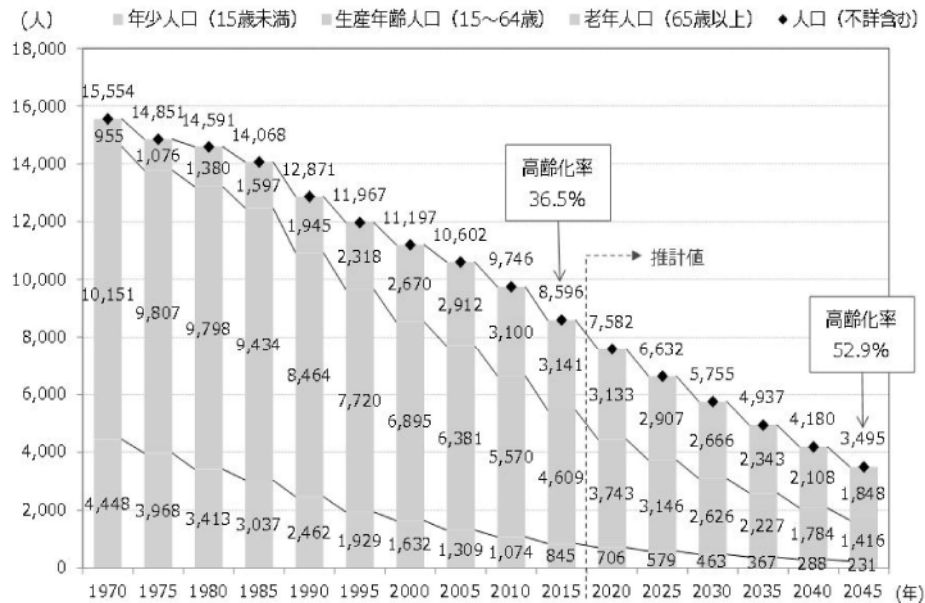
２ さらなる改革の必要性

（１）人口減少、少子高齢化社会の到来に伴う行政課題の多様化

本町の人口は、合併後は１０，４６８人でしたが、以降年々減少し令和元年度末には７，７８５人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（平成３０年３月公表）によると、令和１２年度（２０３０年度）には５，７５５人にまで減少すると予測されています。さらに、０～１４歳の年少人口、１５～６４歳の生産年齢人口の減少とともに、６５歳以上の高齢人口も平成３０年度（２０１８年度）をピークに減少に転じていますが、高齢化率は４０％を超え今後さらに増加すると推測されています。

こうした人口減少や少子高齢化の進行は、地域コミュニティを大きく変化させ、税収の減少や地域活力の低下など多大な影響を及ぼすことになります。



むかわ町の人口推移

(出典) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口 (H30.3 推計)

(2) 合併特例期間終了等に伴う厳しい財政状況

普通交付税合併特例支援措置が令和2年度で終了するなど、今後は歳入の伸びが期待できない中で、震災からの創造的な復興を図るために必要なまちなか再生の取り組みへの財政投資が必須であり、さらには高齢化に伴う社会保障関連経費の増加など、本町の財政を取り巻く環境は一層厳しさを増す状況にあります。

(3) 災害に対しより強いまちづくりなど様々な課題への対応

令和元年7月に策定した復興計画の主要事業の推進を図る中、さらには全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、光ファイバー整備やGIGAスクール構想など、完了までに数年間を要すると見込んだ事業の前倒しが余儀なくされるなど、社会全体が急速な展開を受け、その対策を講じる必要があります。これまでどおりの考え方や進め方では持続的な財政運営が立ち行かなくなることが懸念されます。「選択と集中による事業の重点化」や「新たな財源の創出」、「官民連携による民の力の活用」など、創意工夫に満ちた取組を一層推進し、限られた資源を効果的に活用しなければなりません。

(4) 地方分権社会の進展に伴う自己決定・自己責任による行政運営への対応

地方分権改革により、自治体の担う役割と責任がますます増大していることから、自己決定・自己責任の原則に基づく自立した行政運営が求められています。

また、地域社会においては、自治会・町内会をはじめ、ボランティア団体やNPO法人などの町民団体や企業など「新しい公共」の担い手が、行政と連携を図りながら、地域の課題を地域で解決する仕組みを構築することが必要となっています。

以上のような様々な課題がある今こそ、変革の大きな好機であるにとらえ、聖域を設けることなく、これまで以上に行政改革を進めていかなければなりません。

Ⅲ 新たな行政改革の基本的な考え方と基本目標

1 基本的な考え方

地域の発展及び町民一人ひとりが安全安心で快適に暮らしていくための持続可能な行政運営を推進していくためにも、徹底した施策・事務事業の見直しや財政健全化の取組を行う必要があります。また、各種施策の優先順位を明らかにする中で、必要な部門には予算や人員を最適に配分し、高度化・多様化する町民ニーズに効率的・効果的かつ迅速に対応することによって、真に必要な町民サービスに応えることができるよう、簡素で効率的な組織・機構を構築していかなければなりません。

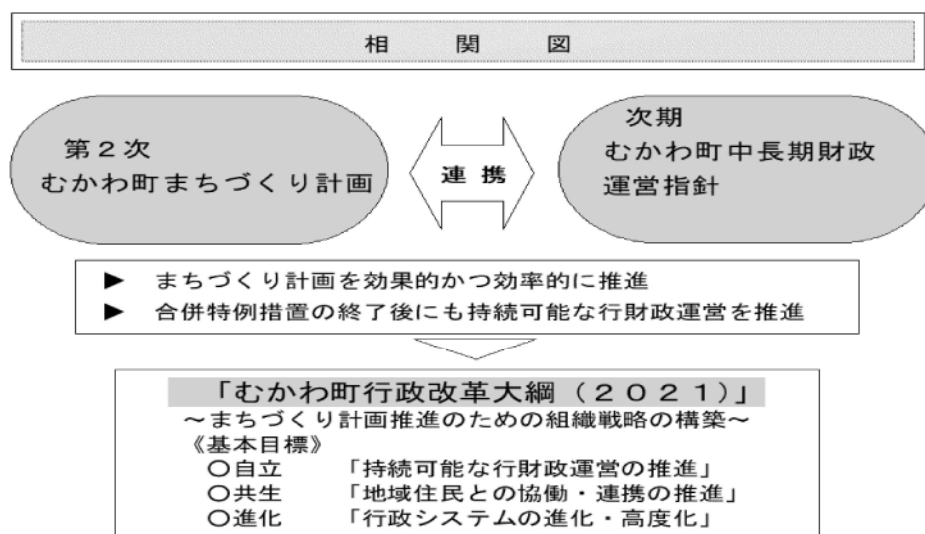
合併後14年が経過し、「町民との協働のまちづくり」を積極的に進めるためにも、説明責任を果たすとともに、より一層分かりやすい情報開示や情報発信に努め、町民が町政に参加しやすい体制を整備していく必要があります。

また、この大綱は、令和3年度からスタートするむかわ町の最上位計画である「第2次むかわ町まちづくり計画」の施策を推進するための組織戦略として、まちづくり計画を効果的かつ効率的に進めるためものです。

この大綱がめざす行政改革は、合併特例期間を終えた令和3年以降の本町の姿を見据え、将来にわたって持続的な発展を遂げられるよう、単に経費節減や歳入確保に終始するのではなく、今後の自治体経営のあり方を根本から見直していく構造的な改革であり、次期むかわ町中長期財政運営指針を踏まえながら、これからのまちづくりを中長期的に支える新しい行政のあり方を構築するものです。

2 基本目標

この大綱は、さらなる時代の変化に的確に対応するため、町民とともに進める新たな改革の実施を目指すとともに、この先も持続可能な行財政運営を推進する「自立」、住民参加型のまちづくりのための地域住民との協働・連携を推進する「共生」、刻々と変化する複雑高度化する行政課題に対し、迅速かつ的確に対応するための行政のあり方や組織・職員意識改革などの「進化」の3つの目標を柱とした、新・行政改革大綱の意思を引き継ぎ取り組みます。



IV 取組事項・内容

むかわ町の行政改革においては、前記のとおり、「自立」、「共生」及び「進化」の3つの基本目標のもと、持続可能な行財政運営の推進、地域住民との協働・連携の推進、そして行政システムの進化・高度化を目指して取り組んでいくこととしますが、それぞれの基本目標に基づき、次のとおり取組を進めていくこととします。

なお、具体的な内容については、本大綱に基づいた推進計画の中で策定し、取組を進めます。

自 立

持続可能な行財政運営の推進

▷ 業務プロセスの改革

行政を改革するためには、事務・事業のあり方を見直し、選択と集中の観点から、徹底したスリム化、コンパクト化を図っていく必要があります。

そのため、現在、町が行っている事務・事業の一つ一つを点検し、公共サービスや事務・事業などを、民間の経営的視点から見直し、必要性の無くなったものについては廃止等し、必要ではあるが、行政ではなく、民間等が行う方が効率的なものについては民間委託等を行うなど、行政の役割の重点化を図り、最小の経費により最大の効果が得られるよう、業務プロセスを改革していく必要があります。

〈取組事項〉

(1) 事務・事業の見直し

行政が行っている事務・事業のあり方を見直すという観点から、町として何を行う必要があり、何を行う必要がないのかを検証し、高コスト、非効率となっているものについては、内容ややり方を変えるなどの見直しを行います。

(2) 民間委託等の推進

行政における人件費や民間の専門的ノウハウ等を比較・考慮した場合に、公共サービスを行う必要はあるが、民間等が行う方が、コストや成果等のコストパフォーマンスに優れ、より適切で質の高い公共サービスを住民に提供できるものについて、人件費から他の費目への単なる振替とならないよう留意しながら、民間委託の推進に取り組みます。

なお、その際、町の責任を明確にするとともに、個人情報保護など、情報管理の徹底を図ります。

(3) その他行政運営の見直し

事務・事業の見直しなどのほか、行政委員会など、公平・公正な行政の確保や中立性の確保などのために設置されている機関について見直しを行うことも行政改革推進のために必要であり、その役割や機能を踏まえて、見直しを行います。

▷施設管理の適正化

公共施設の管理運営の方向性や方針等を定めた「むかわ町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の複合化・多機能化等による保有量の適正化や長寿命化の推進などを図り、健全な財政運営の堅持と適正な公共サービスの両立を目指します。

〈取組事項〉

(1) 施設の効率的な管理

むかわ町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、長期的な人口の見通しや利用状況をなどの動向を考慮しながら、公共施設の統合や廃止等の見直しを含め、規模、配置等の適正化を図ります。

▷規律ある財政運営と行政コストの低減

事務・事業の見直しや民間委託の推進などによる経費削減の取組と同時に、限られた財源の中で、公共サービスを適切に提供しながら、持続ある財政基盤を形成していくためには、計画的で規律ある財政の運営が必要です。むかわ町においては、「次期むかわ町中長期財政運営指針」により、今後5年間の財政運営に係る計画を策定しますが、選択と集中を基本とした予算編成管理など、今後、この計画を適切に執行管理することにより、計画的で規律のある財政運営の確保に努めます。

また、公平で適切な公共サービスを提供するためには、均衡のとれた受益と負担の関係を構築することも必要です。手数料や使用料など、コスト等に照らし、サービスの内容や質に見合ったものとなっているか、社会経済の状況に対応したものとなっているかなどの検証を行い、適切な受益と負担の構築等を図ります。

さらに、通常の事務や事業に伴う経費等についても、現状のままでよいのか、改善する余地はないのかなどを検証し、経費節減の取組を進めます。

〈取組事項〉

(1) 規律ある財政運営の確保

「次期むかわ町中長期財政運営指針」により、予算編成管理や基金管理など、財政運営計画を適切に執行管理することにより、計画的で規律のある財政運営を確保します。

(2) 適切な受益と負担の構築

手数料や使用料について、提供するサービスの内容等を踏まえ、経済情勢や他の公共団体や民間の状況等に照らし、コストや内容に見合ったものとなっているかなどの検証を行い、適正な手数料等となるよう、減免措置を含めて、見直しに取り組みます。

(3) 行政コスト低減への取組

コピー用紙をはじめとする各種消耗品、光熱水費などの内部管理経費、印刷物や会議開催経費等の一般行政経費について、ムダに使っていないか、適正な管理を行っているかなどを検証し、徹底した経費節減による行政コストの低減に取り組みます。

▷ 定員管理の適正化

簡素で効率的な行政運営を図り、持続可能な財政運営を推進するためには、適正な定員管理により歳出の中で大きな割合を占める人件費の適正化に努める必要があります。行政改革の重要な柱でもあります。

今後も社会経済情勢の変化等を踏まえ、事務・事業の見直しや民間委託の推進、行政運営の内容や手法などを検証し、徹底した組織体制のスリム化、コンパクト化を図ることにより適正な定員管理を進める必要があります。

組織体制のあり方は、公共サービスの内容等に大きく関わってくるものです。そのため、町行政の将来的なあり方を見据えながら、適正な定員管理に取り組みます。

また、長時間労働の是正など、職員のワーク・ライフ・バランスを実現することで、職員一人ひとりがいきいきと働くことのできる職場環境をつくるため、適正な定員管理のもと、業務改善の推進やICT活用による業務の効率性を向上させる取組などを推進するとともに、行政改革の視点を踏まえ、住民からの理解と納得が得られるよう、情勢に適応した適正な勤務条件の整備に取り組みます。

〈取組事項〉

(1) 定員管理の適正化

抜本的な事務・事業の見直しや民間委託の推進をはじめ、各組織間における業務の整理・統合による機構の見直し、会計年度任用職員の活用などにより、必要な公共サービスの水準を確保しつつ、定員管理の適正化を図ります。

(2) その他勤務条件の適正化

組織体制のスリム化、コンパクト化を図りながら、公共サービスの水準を維持するためには、職員は常にストレスが少ない、健康な状態であることが望まれます。より健康的な生活習慣を身につけるとともに、病気になってから対処するのではなく、心身を整え健康な状態に近づける未病対策に取り組みます。

また、その他福利厚生等に係る諸条件について、社会情勢に応じ適正に取り組みます。

共生

地域住民との協働と連携の推進

▷ 地域住民との協働と連携

簡素な行政組織のもと、限られた財源の中で効率的な行政運営を図りつつ、適切に公共サービスを提供していくためには、協働・連携という視点から、住民と行政が役割を分担しながら、公共サービスを提供していく仕組みをつくることも、重要な取組です。地域住民との協働や連携は、住民の自治意識や参加意識の高揚に資するものでもあり、住民参加によるまちづくりを推進する原動力でもあります。

そのため、地域住民や団体が公共サービスの受け手から担い手となる協働・連携を推進します。

また、住民参加型のまちづくりを推進するため、地域住民が単に公共サービスの担い手となるだけでなく、公共サービスの形成過程においても、地域住民との協

働が図られるよう取り組みます。

さらに、透明で公正な行政を推進し、地域住民との協働や連携の関係を構築していくためには、町が保有する情報や地域住民の意見等について、地域住民と共有化を図ることも必要であり、そのため、積極的な広報活動や情報公開等に取り組みます。

〈取組事項〉

(1) 協働と連携の推進

地域住民等と行政が対等な協力関係のもと、連携と役割分担を図りながら、地域住民等が担い手となることが可能な公共サービスや、地域団体等が実施主体となるべき事務・事業について、協働・連携の推進に取り組みます。

(2) 情報の発信と収集

地域住民等との協働・連携を円滑に推進するためには、情報を共有することも重要な鍵となります。「町の保有する情報は住民のためのものである」との意識のもと、行政が保有する情報の積極的な公開と情報発信が必要であり、個人情報保護等を踏まえ適切な情報管理に努めながら、インターネットの活用強化や情報公開や公表の充実等により、適切な情報の発信に取り組みます。

さらに、地域住民等の多様な意見やニーズを行政に反映させることも、住民満足度の高い公共サービスを提供する上で重要であり、広聴制度やパブリックコメント制度の推進など、住民ニーズや意見の把握に取り組みます。

進 化

行政システムの進化・高度化

▷ 行政サービスの向上

住民満足度の高い公共サービスを提供する上で重要なポイントは、役場が便利で身近な存在となるよう努めていくことが何より必要です。住民志向の視線に立って、住民にとって身近で利用しやすい行政となるよう、進化的な改善を図る必要があります。

そのため、住民の利便性向上や手続きの簡素化等に取り組むとともに、信頼性や親近感のあるものとなるよう、窓口サービスの向上、更には高度情報化社会に対応した情報政策に取り組みます。

〈取組事項〉

(1) 窓口サービス等の向上

窓口サービスの良し悪しは、行政に対する評価、即ち住民満足度に直結します。住民の満足度を高め、行政に対する信頼を向上させるため、親切、丁寧、迅速等が図られるよう、案内表示の充実など窓口サービスの向上に取り組みます。

また、行政手続きの効率化と住民の利便性向上などにつながる押印廃止の取

組を推進します。

(2) 情報政策の推進

高度情報化社会に対応し、利便性の高い行政を実現するため、各種行政手続きの迅速化、高度化を図るなど、行政の情報化を総合的、計画的に推進します。

また、災害など緊急時において、さらに適切に情報提供が行える仕組み作りや、どの地域においても、情報が入手できる情報の平等化についても取り組みます。

▶組織の変革と進化を支える人財の創造

行政改革が目指す、簡素で効率的な行政を確立するためには、適正な定員管理と規律ある予算管理のもとで、必要な公共サービスを効果的に提供する必要があります。職員や予算といった行政資源が最大限有効に活用され、行政課題に的確に対応できる組織機構の確立が不可欠です。

そのため、政策形成機能や総合調整機能の充実強化など、部門間の有機的な連携を図り、行政課題に迅速に対応できる横断的取組体制の強化を図るとともに、職員個々人の意欲と能力を最大限引き出し、行政課題に迅速かつ的確に対応し得る、目的や権限と責任が明確となった機能的な組織機構の確立に取り組みます。

また、行政改革を支えるのは職員です。新たな課題や住民ニーズに対しては、スピード感を持って的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していかなければなりません。

そのため、行政運営を支える職員一人ひとりが、SDGs（持続可能な開発目標）の理念をしっかりと認識し、社会的な課題や組織上の問題点を「自分事」として捉え、ニーズを「先取り」して、積極的に行動していく意識と風土を醸成する必要があります。さらに、コンプライアンス意識と高い倫理観をもつ職員の育成とともに、効率的で機動的な行政運営を支え、地方分権社会の中で自己決定・自己責任を果たし、行政システムを進化、高度化させていくためには、人材たる職員を人財に変えていくための人材育成制度の強化が必要です。

人材育成制度の強化と並び、職員の意欲と能力を引き出す、成果や実績を重視した、適切な人事管理制度を構築することも、人材育成や効率的な行政運営を図る上で重要な戦略です。そのため、職員研修の充実や意欲や成果を重視した人事管理制度の充実など、職員の意識改革や一体感の醸成を踏まえながら、取り組みます。

〈取組事項〉

(1) 機能的な組織機構の構築

スリム化された定員により、組織の長の強いリーダーシップのもと、行政課題に的確かつ効率的に対応できるよう、組織全般について見直しを行い、組織体制のスリム化に適応した機能的で弾力的な組織機構の構築に取り組みます。

(2) 人材育成と人事制度の充実

効率的で機動的な行政運営を支え、行政システムを進化、高度化させていくため、むかわ町を支える職員育成のあり方を示した職員人材育成基本方針のも

と、自己決定・自己責任の原則の下で自らが判断し行動することができる職員づくりを目指して、研修制度について充実強化を図ります。

また、人事評価制度の充実など職員の意欲と能力を引き出す、成果や実績を重視した適切な人事管理制度の充実に取り組みます。

V 数値目標

この大綱は、第2次まちづくり計画に合わせ策定する「次期むかわ町中長期財政運営指針」を数値目標として、行政改革の取組と一体的に管理・推進します。

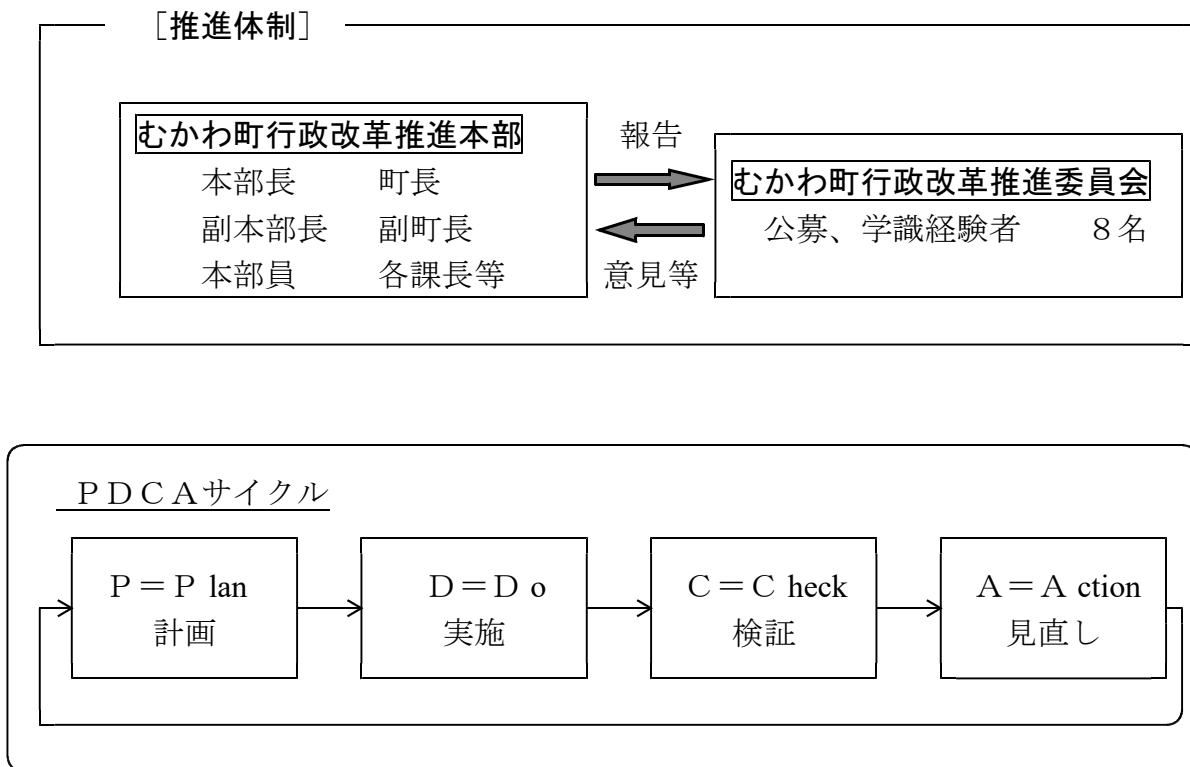
VI 実施期間と推進体制

この大綱は、第2次むかわ町まちづくり計画の開始に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間で取り組む行政改革の考え方をまとめたものです。その具体的な取組については、別に定める「推進計画」により行政改革を推進することとします。

行政改革の推進に当たっては、庁内においては、「むかわ町行政改革推進本部」を中心に適切に進行管理を行い、その進捗状況等を広報誌やホームページにより公表を行います。

外部機関として、「むかわ町行政改革推進委員会」において、各委員から実施状況や推進管理に関する意見を適宜いただきながら、取組を進めることとします。

また、進行管理に当たっては、PDCAサイクルの視点にたち、不断の点検を行いながら、的確に進行状況を管理し、それらの進行状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、毎年度に見直し（ローリング）することとします。



行政改革・取組内容の体系

自立

持続可能な行財政運営の推進

業務プロセスの改革

- ▷ 事務・事業の見直し
- ▷ 民間委託等の推進
- ▷ その他行政運営の見直し

施設管理の適正化

- ▷ 施設の効率的な管理

規律ある財政運営と行政コストの低減

- ▷ 規律ある財政運営の確保
- ▷ 適切な受益と負担の構築
- ▷ 行政コスト低減への取組

定員管理の適正化

- ▷ 定員管理の適正化
- ▷ その他勤務条件の適正化

共生

地域住民との協働と連携の推進

地域住民との協働と連携

- ▷ 協働と連携の推進
- ▷ 情報の発信と収集

進化

行政システムの進化・高度化

行政サービスの向上

- ▷ 窓口サービス等の向上
- ▷ 情報政策の推進

組織の変革と進化を支える人財の創造

- ▷ 機能的な組織機構の構築
- ▷ 人材育成と人事制度の充実